発委第2号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年3月17日提出

提出者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説明

この案を提出するのは、議員の報酬月額の改定に関し、長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

_	2	_

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和54年長久手町条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条、第7条関係)	別表(第3条、第7条関係)
【別記1 参照】	【別記1 参照】
備考 (略)	備考 (略)

【別記1】

改正後

区分	議員報酬月額			旅	費			
		鉄道賃	航空賃	車賃	日当	宿泊	料	食事
		及び船			(1	(1	夜	料(1
		賃			日に	につ	き)	夜に
					つき)	甲	乙	つき)
						地	地	
						方	方	
議長	49万6,000円	長久三	手市特別	職の職	員で常	対動の	もの	の給
副議長	4 3 万円	与及びカ	を費に関	する条	:例(昭	3和 4	1年	長久
常任委員会	37万8,000円	手町条例	列第3号	・) の規	定によ	る市	i長に	支給
(予算決算		する旅費	貴の額に	相当す	る額			
委員会を除								
く。以下同								
じ。)委員								

長及び議会	
運営委員会	
の委員長	
常任委員会	37万3,000円
及び議会運	
営委員会の	
副委員長	
議員(議長、	36万8,000円
副議長、常	
任委員会及	
び議会運営	
委員会の委	
員長並びに	
副委員長を	
除く。)	

改正前

		1						1
区分	議員報酬月額			旅	費			
		鉄道賃	航空賃	車賃	日当	宿泊	料	食事
		及び船			(1	(1	夜	料(1
		賃			日に	につ	き)	夜に
					つき)	甲	乙	つき)
						地	地	
						方	方	
議長	49万5,000円	長久三	手市特別	職の職	員で常	勤の	もの	の給
副議長	42万9,000円	与及びカ	を費に関	する条	:例(昭	和 4	1年	長久
常任委員会	37万7,000円	手町条例	列第3号	・) の規	定によ	る市	長に	支給
(予算決算		する旅費	費の額に	相当す	る額			

I	
委員会を除	
く。以下同	
じ。) 委員	
長及び議会	
運営委員会	
の委員長	
常任委員会	37万2,000円
及び議会運	
営委員会の	
副委員長	
議員(議長、	36万7,000円
副議長、常	
任委員会及	
び議会運営	
委員会の委	
員長並びに	
副委員長を	
除く。)	

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。